

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年11月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、平成17年12月1日、B法人（以下「法人」という。）に採用され、C所在の法人D事務所（以下「事業場」という。）E事業部において、公認会計士として就労していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、自宅内で倒れているのを請求人に発見され、F医療機関へ救急搬送されたが、同日、同医療機関にて死亡が確認された。死体検案書には、死亡したとき「○年○月○日午前9時48分」、直接死因「解離性大動脈瘤破裂」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月20日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断要件

(略)

3 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病について、G医師の平成29年4月28日付け意見書及びH医師の同年9月29日付け意見書では「解離性大動脈瘤破裂」（以下「本件疾病」という。）と記載されており、その発症日は○年○月○日と記載されている。

本件疾病の発症経緯等からみて、両医師の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、その取扱いを妥当なものとするので、以下認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の労働時間について

請求人は、被災者が長時間労働に従事していたこと及び監督署長が認定した被災者の時間外労働時間が過小であることを主張しているため、以下検討する。

ア 労働時間の算定方法

被災者の労働時間については、審査官作成の労働時間集計表を基に、入退室記録一覧、被災者により勤怠管理システムに入力された「労働時間記録表」

（以下「労働時間記録表」という。）、PCログイン・ログオフ記録、PCアクセスログ記録、請求人の主張及び事業場関係者の申述を踏まえ、以下の(ア)～(ウ)の諸点を検討し、算定する。

(ア) 始業時刻について

請求人は、被災者の始業時刻は、事務室への入室時刻をもって認定され

るべきであると主張している。

また、I及びJは、要旨、被災者が事業場所定の始業時間より前に出社し、すぐにパソコンを立ち上げなくても書類に目を通したり会議に参加したりする等して、入室後すぐに仕事を始めていたと述べている。

この点について検討すると、労働時間記録表は事業場職員が勤怠を自ら記入するものであるのに対し、入退室記録はセキュリティ管理に基づく客観性のある記録であり、また、上記各記録より、被災者は入室してから短時間でパソコンのログインを行っていることが認められ、上記I及びJの申述は信ぴょう性が高いものと思料されることから、被災者の始業時刻の決定に当たっては、労働時間記録表の始業時刻と入退室記録の入室時刻を照合し、入室時刻が労働時間記録表の始業時刻よりも早い場合は、入室時刻を始業時刻とするのが相当である。

また、入室記録の時刻が勤務時間記録表の勤務開始時刻より30分以上遅い場合又は入室記録のない日は、Jの申述からクライアント先に直行することがあったものと推認し、勤務時間記録表の勤務開始時刻を始業時刻とした。

なお、入室記録の時間が勤務時間記録表の勤務開始時刻より30分以内で遅い場合は、勤務時間記録表の勤務開始時刻を始業時刻とすべき事情が認められないことから、入室時刻を始業時刻とした。

(イ) 休憩時刻について

請求人は、本件疾病発症までの2か月間の被災者の昼の休憩時間は、1日当たり多くても30分であると主張している。

また、Iは、要旨、平成28年10月から同年12月までの間、被災者は、特に忙しい状況で、昼食を外出してとるのは1週間にせいぜい半分程度であり、昼食を食べなかったり、コンビニ等で買って事務室に持ち込んだものを食べながら作業したりしたことが多く、また、1か月に1回あるランチミーティングでは、ミーティングをしながら昼食をとることとなるため、昼食の時間が休憩であるとはいえなかったと述べている。

この点について検討すると、同年10月から同年12月までの間、被災者が会計事例の検証で多忙であったことについての請求人及び事業場関係者の申述は一致しており、上記Iの申述の内容は具体性があり、信ぴょう

性が高いと判断し得ることから、本件疾病発症前の2か月間の被災者の休憩時間は、1日当たり30分とするのが相当である。

(ウ) 事業場以外の場所における作業等について

請求人は、被災者が事業場から貸与されたノートパソコンを使用して事業場内外を問わず業務に従事しており、パソコンへのアクセスやログインがあった時間については、業務に従事していたものとして労働時間に認定されるべきであると主張している。

そして、Jは、要旨、被災者が自宅等で仕事をしていただどうかは、パソコンのログイン・ログオフだけでなく、その時間内にメールを送っているかどうかで分かること、被災者が平成28年11月12日、同年12月1日及び同月7日の夜にクライアントへメールを送付していたことを述べ、Iは、要旨、被災者がパソコンでメールを送っていなくても、自宅等で色々な資料作り等をしている可能性があるとして述べている。

この点について検討すると、上記J及びIの申述より、被災者は、労働時間記録表に自ら入力した勤務時間外において、事業場以外の場所でパソコンにログインし、メール送付等をしていたことがうかがえるものの、一件記録を精査するも、メール記録や勤務時間外に行った作業の成果物が確認できず、また、被災者がパソコンにログインしていた時間の全てにおいて業務に従事していたことを裏付ける明確かつ詳細な証拠は見いだせないことから、過重性の評価の対象について労働時間として評価することはできない。

イ 以上より、被災者の労働時間は、上記(ア)及び(イ)について審査官作成の労働時間集計表を修正したところ、別紙4(略)の労働時間集計表のとおりとなる。

(4) 異常な出来事について

決定書に説示のとおり、本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(5) 短期間の過重業務について

労働時間集計表(別紙4)(略)のとおり、発症日の前日及び前々日は休日であり、発症前1週間の時間外労働時間は12時間36分であることから、決定書に説示のとおり、発症前おおむね1週間において、特に過重な業務は認め

られない。

(6) 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間における被災者の労働時間の状況は、次表のとおり、発症前1か月間の時間外労働時間は65時間0分であり、また、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間は発症前2か月平均の70時間32分が最長であり、いずれも脳血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働は認められない。

	時間外労働時間	発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間
発症前1か月	65時間0分	
発症前2か月	77時間03分	70時間32分
発症前3か月	44時間27分	62時間10分
発症前4か月	38時間17分	56時間12分
発症前5か月	42時間45分	53時間31分
発症前6か月	37時間56分	50時間55分

(7) 以上を総合すると、被災者に発症した本件疾病については、認定基準に照らし、発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、業務上の事由によるものであるということとはできない。

4 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月13日